

相談支援事業所連絡会における計画相談に関する確認事項 改訂第2版

作成日:令和4年4月14日

改訂日:令和5年10月20日(第2版)

国分寺市障害者基幹相談支援センター

改訂履歴

版数	改訂内容
2	全 般 通所給付決定保護者を通所給付決定保護者に訂正及び微細な訂正 1-⑥ 「継続サービス等利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」の署名について 1-⑧ 「サービス等利用計画」及び「継続サービス利用計画」作成時の居宅訪問について 1-⑨ 「障害児支援利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」作成時の居宅訪問について 巻 末 提出が必要なサービス等利用計画等の様式一覧を追加

1. 「サービス等利用計画(案)」「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画(案)」「障害児支援利用計画」の国分寺市様式の活用及び署名について

- ① 国分寺市様式として、別紙に定めた様式での提出を認める。
⇒別添資料「国分寺様式集」を参照
- ② 「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」に記載の「受給者証のコピーの同意書」の選択肢「提出済み」にチェックが入っている場合は、以前に「受給者証のコピーの同意書」を市に提出済みであることを示す。従い「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」提出時に「受給者証のコピーの同意書」の添付がなくても、相談支援専門員に受給者証のコピーが届くものとする。
- ③ 「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の更新時に、サービス内容に変更がない、あるいは軽微な場合は、「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の署名を貰う同日に、計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者の同意の上で「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の署名を貰ってもよい。ただし、「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成日は、支給決定後と定められており、「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成日は、支給決定後の任意の日付を記入する。なお、「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の新規作成時は、この限りではない。
- ④ 「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の更新時に、サービス内容に変更がない、あるいは軽微な場合で、かつ新型コロナ感染対策として計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者から「対面での面談に懸念がある」と訴えがある場合は、計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者の同意の上で「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の未署名での提出を認める。ただし、「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」にその旨を明記する。なお、活用にあたっては訪問の重要性を十分に考慮したうえで検討する。また、「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の新規作成時は、この限りではない。
- ⑤ 「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の署名を貰うときに新型コロナ感染対策として計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者から「対面での署名に懸念がある」と訴えがある場合は、計画相談支援

対象障害者及び家族、通所給付決定保護者の同意の上で「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の未署名を認める。ただし、「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」にその旨を明記する。なお、活用にあたっては訪問の重要性を十分に考慮したうえで検討する。

- ⑥ 「継続サービス等利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」において、計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者の署名を省略しても良い。ただし、モニタリングを実施したという客観的な根拠を担保するために、同意の上で署名を貰った「モニタリング実施確認票(国分寺市様式)」の保管、あるいはモニタリング実施に関する記録を残しておくことが望ましい。なお、「モニタリング実施確認票」の活用にあたって、当該様式の市提出は不要とする。
- ⑦ 「継続サービス等利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」に伴う計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者と面談日程を調整する際に新型コロナウイルス感染対策として「対面での面談に懸念がある」と訴えがある場合は、電話によるモニタリングの実施及び計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者の同意の上で「継続サービス等利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」の提出を認める。ただし、「継続サービス等利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」にその旨を明記する。なお、活用にあたっては訪問の重要性を十分に考慮したうえで検討する。
- ⑧ 「サービス等利用計画」及び「継続サービス利用計画」の作成時、原則、計画相談支援対象障害者の居宅を訪問する必要がある。ただし、計画相談支援対象障害者が居宅訪問を拒否するなど、やむを得ず訪問できない場合は、居宅等以外の場所での面接に代えることができる。ただし、居宅等以外の場所での面接となった理由を書面に記録する。
⇒別添「よくある質問(計画相談支援・障害児相談支援)」参照
- ⑨ 「障害児支援利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」の作成時、原則、居宅へ訪問し障害児及び通所給付決定保護者と面接等を行う必要がある。ただし、通所給付決定保護者がやむを得ない理由で居宅訪問を拒否した場合は、居宅等以外の場所での面接になったやむを得ない理由を書面に記録する。ただし、以降の「障害児支援利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」の作成において、居宅訪問について最大限の努力を払う。
⇒別添「よくある質問(計画相談支援・障害児相談支援)」参照

2. 「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」更新時の「サービス担当者会議の開催」について

- ① 「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の更新時に、サービス内容に変更がない、あるいは軽微な場合で、かつ計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者及びサービス提供事業所からサービスの利用状況についてモニタリングを行い、「サービス担当者会議」を招集し話し合われる議題が「特になし」ことを確認し、各々同意の上で、サービス提供事業所とのやり取りを持って「サービス担当者会議」相当とする。ただし、やり取りした内容の記録を残し、「当該行為をサービス担当者会議とすることに同意を得た」ことを明記する。
- ② 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の文中「報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係る ICT 等の活用等について、平時においても可能な取り扱いとする」を受けて、「サービス担当者会議」において ICT を活用することを認める。ただし訪問の重要性を十分に考慮したうえで活用を検討し、Web 開催にあたっては個人情報情報の取扱いやセキュリティに留意する必要がある。
⇒別添「オンライン会議を主催する際のグランドルール」参照

3. 「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の提出時期と判定会、審査会の実施時期について

- ① 判定会は毎週木曜日に開催される。当週の判定会に掛かる「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」は、原則として前々週の金曜日までに障害福祉課に提出された分に限る。特別な事情がある場合はその旨を障害福祉課相談支援系の地区担当者に相談する。
- ② 審査会は原則毎月第一月曜日と第三火曜日(祝日であれば前後に開催されることが多い)に開催される。当週の審査会に掛かる「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」は、原則として前々週の金曜日までに障害福祉課に提出された分に限る。
- ③ 誕生日更新の障害福祉サービスの利用において、誕生日の前月から新規に障害福祉サービスを利用する場合は、「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」をサービス利用開始月の前月に提出し、誕生日に「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」を提出することで誕生日更新の「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」相当とする。
- ④ 誕生日更新の障害福祉サービスの利用において、「サービス等利用計画(案)」及び「障害児支援利用計画(案)」の提出時期は、計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者に、障害福祉サービス受給者証更新の通知を送付した日(以下この④において「通知送付日」という。)から誕生日の10日(土日祝日の場合は直前の平日)までとする。また、誕生日更新の障害福祉サービスの利用において、申請書の提出時期は、通知送付日から誕生日の前月25日(土日祝日の場合は直前の平日)までとする。なお、通知送付日は誕生日の前々月下旬頃である。

4. 「継続サービス等利用計画」及び「継続障害児支援利用計画」の事業所への送付について

原則、送付する必要はないが、事業所から依頼があった場合は可能な限り送付対応をお願いしたい。

5. 「地域体制強化共同支援加算」報酬のつくしんぼと他相談支援事業所における按分について

- ① 児児転換、児者転換などの事業所移行において、つくしんぼが主催する引継ぎ会議等に他相談支援事業所が参加した場合、つくしんぼが給付を受けた「地域体制強化共同支援加算」について、つくしんぼと参加した相談支援事業所で加算額を按分する。なお、按分の対象は相談支援事業所に限る。また、相談支援事業所連絡会又は、他相談支援事業所が主催する関係者会議につくしんぼが参加した場合についてはこれを除外する。
- ② 事案の発生を契機につくしんぼで決裁を仰ぎ、決裁が下りた後、按分に関する協定書を2部用意して、当事業所間で締結し保管する。協定書の締結後、相談支援事業所からの請求書をつくしんぼが受理し、これを支払う。ただし、同一事例の「地域体制強化共同支援加算」毎に月一回の請求を限度とする。

6. 相談支援事業所内における相談支援専門員のチーム支援について

- ① 計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者が相談支援事業所に来所して「サービス等利用計画(案)」「サービス等利用計画」「継続サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画(案)」「障害児支援利用計画」に署名を行う際に、作成した相談支援専門員(担当者)以外の同事業所内の相談支援専門員が計画相談支援対象障害者及び家族、通所給付決定保護者と一緒に内容を確認の上、署名を貰うことを認める。
- ② 相談支援の加算は「サービス等利用計画(案)」「サービス等利用計画」「継続サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画(案)」「障害児支援利用計画」「継続障害児支援利用計画」を作成した相談支援専門員(担当者)以外の同相談支援事業所の相談支援専門員が要件を満たした場合でも算定することができる。

(例) 相談支援専門員 A が放課後等デイサービスを訪問、自分が担当する利用者及び相談支援専門員 B が担当する利用者についても、障害福祉サービス等の提供状況等を確認して記録した場合の「サービス提供時モニタリング加算」など。

(例) 相談支援専門員 C が参加を予定していた病院主催の関係者会議の当日、体調不良のため相談支援専門員 D が代わりに参加して記録した「集中支援加算」など。

以上

